

事務連絡  
平成12年4月27日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局  
介護保険課  
老人保健課

### 初回の介護報酬の請求期日の受付の取扱いについて

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（請求省令）上、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設は、各月分の介護給付費等の請求を翌月10日までに行うこととされている。

しかしながら、4月分の報酬請求については、事業者にとっては初めての報酬請求になることに加え、直前に大型連休をはさむことから、初回請求の締め切り期日である5月10日の請求期日を徒過して請求がなされることが想定される。

この点につき、伝送又は磁気媒体による請求にあっては、上記請求省令に定める期日を数日間程度徒過した請求についても、請求が行われた期日等個別事業者の状況に応じて、国保連における審査支払いスケジュールに照らし、4月分の報酬としての審査支払の対象とすることが可能な場合は、特例的に、請求省令に定める期日にかかわらず、4月分の請求受付として扱うといった弾力的な取扱いについても検討願いたい旨、国保中央会より各国保連あてに連絡が行われたところである。

都道府県におかれても、このような取り扱いについて、各国保連と連絡をとるとともに、その扱いにあたっての国保連及び事業者との調整等をお願いする。

なお、施行当初のシステム導入が間に合わないことにより、やむを得ず行われる帳票（紙媒体）による請求については、国保連での受付後パンチ委託処理を伴うものであることから、上記受付期限の延長にはならないものであり、事業者が帳票による請求を行う場合にあっては、5月10日の請求期日を守り、引き続き、関係団体等に対する周知徹底をお願いする。